

## ポール・リクールの正義論：人間学的基礎づけ

吉澤 文尋

### 序 問題設定

ポール・リクールの思想を理解する難しさの一つは、とりわけその著作における彼の論述の仕方にある。たとえば、『他者のような自己自身』第 8 章では、カントの道徳哲学、ロールズの正義論に対する批判的検討が行われるのであるが、この 1 章のなかだけでもカント、ロールズの議論の中核的部分が次々に検討にかけられ、その過程においてジャン・ナベール、アリストテレス、エリック・ヴェーユ、ジャン＝ピエール・デュピュイ、さらにはタルムードの一節、新約聖書の一節までも持ち出されてくる。注まで含めれば、これらに加えてアウグスティヌス、ペラギウス、オットフリード・ヘッフエなどの名が登場し、これらの思想家をある程度理解していることが前提で議論が進んでいくため、読者には大きな負担が強いられることになる。さらに、このように凝縮されたリクールの論述の最後においてようやく彼自身のポジションが述べられるのだが、これもまた彼のそれまでの論文ないし著作を読んでいなければ十分には理解できないような仕方で、換言すれば、ある意味謎めき、唐突とさえいえるような印象を読者に抱かせるような仕方でリクール本人の立場が開示される為、リクール当人のスタンスを把握することはなお一層難しいものとなる。例えば、次の一節は、上で言及したリクールの主著とも目される書の第 8 章の末尾におかれたものである。

今や逆向きの動きによって、契約のフィクションに影響力を及ぼしているこの疑惑を自律の原則にもちこんでみるなら、この原則もまた次のことを忘却させるためのフィクションとして露呈させてしまう危険はないだろうか。すなわち、正しい制度において他者とともに、他者のために

善く生きようとする欲求に義務論を基礎づけることである。(強調原著者)<sup>1</sup>

ここに現れた「正しい制度において他者ととも、他者のために善く生きようとする欲求 *le désir de vivre bien avec et pour les autres dans des institutions justes*」は、リクール倫理学、社会思想を理解するための鍵語であり、自己、他者、制度の三項関係によって構造化された欲求によって、リクールは社会契約論的論理構成によって形成されているロールズ正義論に対抗し、また自律の概念に原動力を得ているカントの道德哲学に対しても批判的スタンスをとろうとしていくのである。しかし、自己・他者・制度の三項への志向性を内包する欲求によって義務論を基礎づけるとは一体どういうことなのか、少なくとも上記引用を含む『他者のような自己自身』第8章において先のテーゼは唐突に提示されてくるため、理解が難しい。

こうした凝縮された論述に関するより詳細な議論をたどるために、70年代以降発表された論文などを参照していくと、根源的欲求に倫理の基礎は置かれるべきであるというリクールの倫理思想の積極的展開を見いだすことはできる<sup>2</sup>。そうした論文群を読むことによって、リクール倫理学が一貫した姿勢を貫いていることは確かに読みとられうるのであるが、以上のような事情を鑑みると、リクール哲学の正確な理解の為には、一見時流に乗って現代的テーマを取り上げているようにみえても、あるいはまた、その主題の論じ方が非常に折衷主義的な相貌を呈しているようにみえても、あくまでリクール自身の哲学的関心に沿う形でそうしたテーマを論じつつ、同時に自身の固有の立場に関しても、議論の過程において微妙な変化をもたらしているということを把握することが重要である<sup>3</sup>。

本論文では、リクールの1990年代の著作ならびに論文において展開された倫理学の内部において主題化されたロールズ正義論が、どのような観点から検討されているのかを見ることにより、決して折衷主義的な仕方でも議論が進められているわけではなく、リクール固有の問題意識に沿いつつ、かつ議論のプロ

セスにおいてリクル自身のポジションにも一定の変化がもたらされているということを明らかにしていきたい。

本稿においては、以下、リクルの倫理学の基本的構造を概観したうえで（第1節）、ロールズ『正義論』を取り上げた90年代の論文ないし著作におけるリクルのテキストを分析しつつ、リクルのロールズ解釈がいかなる視座に立つものなのかを明らかにする（第2節）。こうした作業に基づいて、リクル人間学がロールズの政治哲学との対話を通じてどのような変化を被ったのか、またリクルの社会哲学があくまで彼の哲学的出自たる反省哲学に由来する自己論の圏域内部で展開されるものであることを浮き彫りにしていきたいと思う（第3節）。

## 1. 欲求の存在論に基礎づけられた倫理学

一般的な哲学史の解説において、マルティン・ハイデガーやハンス・ゲオルグ・ガダマーと並んで解釈学的思想潮流に名を連ねるリクルだが、彼の哲学的出自としてフランス反省哲学が挙げられることは、もはやリクル研究者の間では珍しくはないことである<sup>4</sup>。なかでも、50年代から60年代のリクルの思索において大きな影響を及ぼした哲学者に、フランス反省哲学における代表的思想家の一人であるジャン・ナベールがいる。ナベールの思想からリクルが受容したもの、それはデカルト以来の近代的な反省哲学の系譜のただ中であって、きわめて倫理的性格の色濃い反省概念である。

反省とはわれわれの実存の努力 *effort pour exister* と存在の欲求 *désir d'être* を自己化 *appropriation* することであり、それはこの努力とこの欲望とを証明する活動 *oeuvres* を通してなされるのである。<sup>5</sup>

われわれが本当のところ、何を欲し、何をめがけて日々の生活を送るのか、これを知りたければ、自身の活動の軌跡をみればよいというのは、確かに自己理

解の一つのあり方として考えられ得る方途であるが、リクールが受容する反省哲学とは、このようにして自身の行為の中に自己の欲求を読みとろうとする点において、外向的性格をもちつつ、かつ自己の行為の「反省」であるという意味において、「われあり sum」の確証を求めて近代哲学の端緒を開いたデカルト以来の反省哲学の系譜を引く<sup>6</sup>。現にリクールは自身の解釈学を「われあり je suis の解釈学」と呼ぶこともあるのであり<sup>7</sup>、『他者のような自己自身』はその著作全体の主題が「自己の解釈学」である<sup>8</sup>。さらには、自己をめぐるリクールの解釈学が目的とするのは、自己を根源的に形成する存在欲求であり、リクール自身、スピノザ『エチカ』のコナートゥス概念を引き合いに出しつつ、哲学史においてこうした人間観がひとつの系譜を成すことを強調しもある<sup>9</sup>。

解釈学的とも、倫理的とも形容しうるこうした反省概念をあくまで堅持した上で、解釈学的現象学の手法を摂取していったのが60年代以降のリクールの思索の歩みであり、論文集『解釈の葛藤』(1969)にはその後解釈学的思想潮流の一角を成す哲学者としてのリクールの問題関心が非常にヴィヴィッドな仕方で見られている。さらに論文集『テキストから行動へ』(1986)には、解釈学の対象を文学作品等のテキストから人間の行為やその集積としての歴史へと拡大してゆこうとする中期リクールの代表的論文が収録されているが、元来初期リクールがナベールより継承した反省概念が、自身の実践的活動の解釈を通じて自己理解を深化させるという構造を有していたことを想起すれば、こうしたリクール哲学の発展過程は初期の問題関心に内包されていたものが、順当に展開されていったものであるといった印象さえ抱かせる。

ならば、上記の反省概念が有していた倫理的側面、すなわち、自己の存在欲求の、活動の解釈を通じた再獲得 *réappropriation* という面は、いつ主題化されたのか。中期リクールがナベールの反省概念の解釈学的側面を展開したと捉えるならば、90年代以降の著作、論文によって、反省概念の倫理性が大きな主題となってくると言うことができるだろう。もちろん、70年代の論文にも倫理的テーマを取り上げるものはあるのだが、少なくとも著作としてまとまった形でリクール倫理学が定式化されたのは、90年の『他者のような自己自身』

がはじめてであり、この書の非常に凝縮されたスタイルは、それ以前の論文・著作の成果を前提とした議論が同書で展開されているからなのである<sup>10</sup>。90年代に次々に発表されたリクルールの倫理的著作、論文集は、あくまで以上のような通史的観点から理解されるべきである。以下の論述においても明らかになっていくが、ロールズ『正義論』における重要概念である「反照的 *reflective* 均衡」と反省 *réflexive* 哲学の系譜を引くリクルール倫理学の共通のテーマは、リクルール哲学そのものの出発点にも位置づけられる以上のような「反省」にほかならないこともあらかじめ指摘しておこう。

では、リクルール倫理思想の基本的ラインはどのような様相を呈するものなのかを見ておこう。次に引用するのは、リクルール倫理学がまとまった形で提示された『他者のような自己自身』が出版された1990年のさらに10年後に発表された論文の中の一節である。

そこで私は、倫理の概念が二つに分岐すると見る。一方の分岐は、いわば規範の上流にあるものを指す—そこでそれを〈先の倫理 *éthique antérieure*〉と言おう。他方の分岐は、いわば規範の下流にあるものを指す—そこでそれを〈後の倫理 *éthique postérieure*〉と言おう。・・・すなわち先の倫理は、規範が生の中に、欲求 *désir* の中に根づいていることを指し示し、後の倫理は規範を具体的な状況の中に入りこませることをめざすのである。<sup>11</sup>

すでに『他者のような自己自身』において、倫理学は倫理、道徳、実践的知恵の三層から成るものであるという構想は提示されていたが、論文「道徳から倫理的なものへ、そして諸倫理へ」(2000)において、自己・他者・制度の水平的三項関係が、「先の倫理」のレベル、規範的道徳学のレベル、「後の倫理」のレベルにおいてそれぞれ反復され、これら垂直的に構造化された三層の倫理学としてリクルール倫理学は一つの「体系」を備えるようになる。リクルールはこうした倫理学の第一の層とアリストテレス倫理学の類縁性を指摘し、また第二の層

においてカントの道徳哲学とその現代的ヴァリエーションとしてのロールズ正義論の検討を行い、そして第三の層においてヘーゲルの人倫概念の批判的受容を試みている<sup>12</sup>。やはり折衷的印象を読者に与えるような構成になっているのは明らかであり、こうした懸念はリクール自身によって、のちの論文で指摘されてもいる<sup>13</sup>。しかし、われわれが着目したいのは、以下の表によってその概観が得られるリクール倫理学の「体系」<sup>14</sup>が、実践的知恵の層における自己論のキーワードとして、「熟考された確信 conviction bien pesées」を採用しているという点である<sup>15</sup>。

	自己	他者	制度
倫理 éthique	善き生の目標 visée de la «vie bonne»	心づかい sollicitude	正義の感覚 sens de la justice
道徳 morale	自律 autonomie	人格の尊重 respect des personnes	正義の規範 règle de justice
実践的知恵 sagesse pratique	熟考された確信 convictions bien pesées	批判的心づかい sollicitude critique	公平 équité

やはりロールズ『正義論』にも登場するこの語は、リクールの論述においては倫理学の終盤になって論じられている。「倫理」を扱う第7章ならびに「道徳」を扱う第8章は自己論、他者論、制度論の順で議論が進められているのに対し、「実践的知恵」を論ずる第9章は、議論の進行方向は逆転され、制度論、他者論、自己論の順に検討がなされる。それゆえ、第7章において根源的倫理における自己の契機から出発したリクール倫理学は、第9章の最後において再び自己へと回帰し倫理学は完結するという自己還帰的構造をとっていると言い得る<sup>16</sup>。こうした倫理学を構想したリクールがどのような観点からロールズ『正義論』を取り上げていったのかを次節でみてみることにしよう。

## 2. ロールズ『正義論』の循環的構造の積極的意義

たとえば大著『時間と物語』において、同時代の有力な思想潮流の代表的論者の見解の整理において卓抜な能力を見せたリクルの才が、今度は現代政治哲学を題材として発揮されたのが『他者のような自己自身』の第7・8・9章であると見ることは十分に可能である。しかしながら、リクルの目にとまったのは、ピエール・ロザンヴァロンやクロード・ルフォール、コルネリウス・カストリアディスらフランスにおいて活躍する政治哲学者ではなく、英米圏の規範的政治理論の論者、マイケル・ウォルツァー、ジョン・ロールズ、チャールズ・テイラーであり、さらにここにユルゲン・ハーバーマスを加えて繰り広げられたいわゆるリベラル・コミュニタリアン論争にリクルは多大な関心を寄せた。1970年代から活躍の場をパリからアメリカ・シカゴへと移していたことを勘案すれば、こうしたリクルの関心のあり方は自然なものだということもできるが、90年代に発表された数本の論文、ならびに『他者のような自己自身』を精査すると、リクルの選択は前節で概観した彼の思索の歩みを背景に理解すべきものであることがわかる。

論文「純粋に手続き的な正義論は可能か—ジョン・ロールズの『正義論』について」において、リクルはこう問いかける。

純粋に手続き的な正義の考え方が果たしてどの程度まで、われわれの社会的・政治的正義感の倫理的基礎づけにとって代わることができるか<sup>17</sup>

この問いに対するリクルの解答は、つぎのように展開される。ロールズ『正義論』においてその出発点に置かれ、正義構想の暫定的措定のための基盤とされる「正義の感覚は善い生き方の願望と有機的に結びついている」<sup>18</sup>のであり、「義務論的な観点の契約主義的な解釈が要求する形式主義に高められた正義の感覚も、善との連関からまったく自由にはなりえないだろう」<sup>19</sup>。従って、「手

続きの正義の考え方はせいぜいのところ、つねに前提されている正義感の合理化を提供するだけである」<sup>20</sup>。こうしたリクルの立論は、これだけ見るならば、ロールズ『正義論』に対して加えられた幾多の批判のひとつとしていかにも凡庸なものに映る。チャールズ・テイラーやマイケル・サンデルといったいわゆるコミュニタリアニズムと称された立場の論客の議論との違いを指摘することは難しいとも言える<sup>21</sup>。こうした論者の著作にも目を通していたリクルがなぜこうした議論を展開したのだろうか<sup>22</sup>。

次に引用するリクルの記述は、この問いを解くための鍵となる。

まずロールズの著書のたどる「理由の順序」(デカルト哲学的表現を用いて)を検討しよう。私が見るところ、著書全体で優越しているのは、正義の二原理のあいだで働いているような辞書的順序ではなく、循環的順序で、それはやはり私見では、倫理的反省の特質をなす。<sup>23</sup>

リクルが着目するのは、平等な自由の原理ともいえる第一原理と、格差原理と公正な機会均等原理を含む第二原理の2つの原理から構成される「正義の二原理」そのものの妥当性ではなく、むしろこの正義の原理の論証過程のほうである。ロールズの『正義論』においては、正義原理の正当性を基礎づける機能をもつ「無知のヴェール」の主題化よりも前に、別言すれば正義原理が人々によって選択される状況を検討するよりも前に、すでに正義の原則は暫定的に定義されてしまっている。もちろん、ロールズはこの議論の循環性に関して自覚はあるのだが、リクルが着目するのは正義の意味についての前理解を、直線的な論証によってではなく、循環的な論証によって漸進的に明らかにしてゆこうとする、こうした議論の行き方なのである。この循環的論法はその論理的欠陥を咎められるべきなのではなく、むしろ「論証の装置全体は、われわれの確信が偏見に染まり、疑念によって弱まるときに、それを徐々に合理化する」<sup>24</sup>ものとして読まれるべきである。この「確信と理論の相互調整」<sup>25</sup>に対してロールズが与えた名は「反照的均衡」であった。「純粹に手続き的な正義論」を、



その著作全体の構成によって獲得しようとするロールズに対し、リクルは言う。「マキシミン・ルールも含めて、いわゆる自律した論拠の義務論的目標を確保するのは、正義と不正についてわれわれが前理解しているものなのである」<sup>26</sup>。

こうしてリクルの慧眼は、多くの論者が着目するロールズの正義構想そのものではなく、ロールズ『正義論』の著作そのものの構造全体が有する特異性を見抜き、これを正義構想の「自律を確保するための巨大な努力」として解釈しつつ、ここに現れた「ロールズの正義論に支配的なアンビヴァレンス」を見いだしていく<sup>27</sup>。では、こうしたリクルの視座は、ロールズ正義論の瑕疵を指摘するだけのものなのか、それともリクルの倫理学に一定の変化をもたらしたのか、もし后者が正しいのならば、その際、リクルの自己の解釈学の基本的発想はどのようにして維持されているのか、これらの観点から本節の議論を次節においても継続していきたい。

### 3. ロールズ解釈によりもたらされたリクル倫理学の変化

前節でみたようなリクルによるロールズ『正義論』解釈は、しかしながら、その結論においてロールズの試みに対し非常に手厳しいものであった。「不断に前提とされている正義の感覚の形式化をもたらすだけ」の正義論にリクルは何の価値も見いださないのだろうか。

前節で引用したリクルの記述からもわかる通り、ロールズが選択した循環的論証は「倫理的反省」の特質であるとリクルは言及していた。第1節においてすでに示唆していたことだが、リクルにとっても反省概念は自身の哲学的出自の根幹に関わるものであるゆえに、ロールズの論証方法の循環性は重要な意味をもつはずである。この点を想起するならば、リクルはロールズ『正義論』に何かしら積極的意味を見いだしているとも考えることもできるのではないだろうか。また、ここにこそリクルによってなされたロールズ批判の積極的意味は見いだされるべきであろう。

リクールがより肯定的に評価していると言い得るのは、『正義論』におけるロールズではなく、むしろ「重合的合意」といった概念を案出しつつ正義概念の歴史性、文化的拘束性に留意し始めた、いわゆる「政治的転回」後のロールズである<sup>28</sup>。しかし、この重合的合意の観念が「理論とわれわれの熟考された確信とのあいだの反省された均衡の観念の正確な延長上に位置づけられる」<sup>29</sup>ともリクールは述べており、熟考された確信もまた積極的に評価されてよいはずである。ならば、政治的転回後のロールズのみをリクールは肯定的に評価しているとみるべきではなく、転回以前のロールズとリクールの親縁性にわれわれは着目すべきである。

「熟考された確信」はリクールにとって、倫理的反省が通過すべき「批判」の契機を「熟考」において包含し、倫理的反省が最終的に到達すべきものとして「確信」を含む。この批判と確信は、リクール倫理学にとっても重要なキーワードであり、リクール倫理学を構成する第3の局面としての実践的知恵における自己論において中核的役割を果たすのは他ならぬこの「熟考された確信」であることは、既に第1節において指摘した通りである<sup>30</sup>。

リクールが採用したこの「熟考された確信」が、ロールズ概念とは異なる文脈において彫琢されてきたものであることは、リクールの「解釈学的転回」を促した「悪の象徴論」や、あるいはナベールの反省哲学において反省の与件とされた悪の経験（犯してしまった悪）にまで遡ることによって理解されるだろう。不正に直面した際にわれわれが感じる憤慨、その時に発せられる言葉、「それは不正だ！」（"Injustifiable!"）は、まさにナベール反省哲学にとっての鍵語であり、正当化不可能な悪の経験を起点として行われていく反省こそは、反省哲学の系譜に属するリクールにとってみても彼の哲学の中心的テーマである<sup>31</sup>。意志をめぐる形相論、経験論、詩学の3部によって構想された「意志の哲学」第2部は、『過ちやすき人間』『悪の象徴論』（1960）として出版され、これ以降リクールは解釈学的手法に接近していくのだが、こうした悪論への関心はもちろん、ナベールの反省哲学に促されてのことである<sup>32</sup>。正義の感覚に先行する、不正の感覚、不正に面した憤慨の叫びは、正義感よりも信頼できるものである

とリクールは考えるが<sup>33</sup>、こうした不正を告発する憤慨は、対立者の直接的な紛争を調停しうる「公正な距離 *juste distance*」を欠いている<sup>34</sup>。被害者が抱きうる復讐への欲求が正義を標榜し、正義と復讐の短絡が起こる場面をわれわれは、数多く目撃しているはずである。それゆえ、不正の感覚が陰画的に描き出す正義の感覚は、批判的作業を通じて獲得されてくる「公正な距離」によって、イデオロギー的視角からの先入見を逡減させていき、やがて「熟考された確信」へと深化していかなければならない。三層構造から成るリクール倫理学の全体は、こうした正義感の深まりを表現したものにほかならないのだが、同時に、「疎隔化 *distanciation*」がリクール解釈学の鍵語でもあったことを想起するならば、リクールの倫理思想と解釈学との並行性をここに指摘することも可能であろう<sup>35</sup>。このように考えてくるならば、不正の感覚に発した批判の作業が最終的に到達されるべき目標としての「確信」は、自己の解釈学を導く「われあり」の確信、自信、リクールの用語では「証し *attestation*」と不可分な関係をもつ語である<sup>36</sup>。

こうしてリクールにおいても「確信」概念は、倫理学の最重要概念であるといっても過言ではなく、倫理学の最終段階において彼が採用した「熟考した確信」は、ロールズからそのまま受容したというよりも、両者のスタンスの類縁性の決定的なあかしとしてみるべきであろう。「純粹に手続き的な正義論は可能か」の結論を引用しよう。

結論として「熟考された確信」という表現における形容辞「熟考された」は、名詞「確信」と同じ重みをもつ。この文脈では、熟考されたは、他者の批判に対し開かれていることを意味する<sup>37</sup>

疎隔 *distanciation* の可能根拠である批判の迂回的作業を経た長い道行きの果てに到達される倫理的反省において、リクールとロールズとは以上のようにして「熟考された確信」を共有するのである。

第1節で概観したリクール倫理学の垂直的三層構造は、ロールズとも共有す

る概念「熟考された確信」へと向けて秩序づけられている人間の倫理的反省そのものを分節化したものなのであり、リクールはロールズ『正義論』に自身の倫理学との同型性を見いだしたはずである。それゆえ、ロールズのアンビヴァレンスは、そのままリクール倫理学にも共有されるのでありつつも、リクールは循環的論証により基礎付けられたロールズ正義論において、自身の倫理学の強力な援軍を見いだしたとも言える。とはいえ、リクール倫理学はあくまで自己論の限界内において議論が進められており、ロールズ正義論が制度論を主として志向するのとは対照的である。

## 結語

リクールが提示する倫理学ならびにこれに隣接して考察される社会哲学は、外的状況から隔絶された静的な内省からは見抜き得ない根源的欲求を、様々な状況の中で他者を巻き込みつつも自らが行った行為の中に読みとろうとする行為事後的な反省のプロセスにおいて解釈し自己化し、その解釈の作業によって自らの存在そのものをより深く理解することを目指す人間をその中核に据えている。ロールズが『正義論』において提示した正義構想もまた、より善き社会の実現の可能性の希望を抱きつつ正義構想に同意する人々の存在なくしては考えられないのであるが、共に同じ社会の中で生きようとする決意の下に選択され同意される社会観は、それ自体反省の対象として、同じ社会に属する人々の共生の欲求を正しく反映したものなのか、解釈の作業に供されるのである。それゆえ、ロールズ『正義論』が、正義の感覚に依拠しつつ暫定的に導かれた正義原理を反照的均衡の方法で正当化しようとするとき、この作業自体は、一人一人の人間が自身の根源的欲求とこれが現実世界に表出する自らの行為との間の懸隔を反省し自己理解を深めようとするプロセスと並行的である。

さらに、ロールズが主として依拠した社会思想の遺産として、周知のごとく社会契約論が挙げられるが、個々人の解釈学的反省にあってみても、過去の多様な歴史的遺産の反復という契機が見られることは、たとえば、リクールと

も親交があり、共にハイデガーの解釈学的現象学に大きな影響を受けているチャールズ・テイラーの大著『自我の源泉』においても論じられていることであった。近代的自己のアイデンティティの歴史性を暴き出そうというテイラーの試みは、アウグスティヌスに一つの源流をもつ有神論、フランス啓蒙主義によって華々しく展開された無神論的合理主義、そして人間存在そのものを包括する広大な自然の創造性を強調するロマン主義の三者の衝突に近代の苦境の淵源を見いだした。テイラーの試みの成否はさておき、倫理的反省に促される自己理解の深化は、こうして自己形成の過程において自らが受容し、意識的にであれ無意識的にであれ同意する歴史的条件の多様性を暴き出しうるるのである。リクルが政治的転回後のロールズを積極的に評価するのは、ロールズがこうした歴史的遺産の反復という契機をより強く意識するようになってきたという事情もある。

リクル倫理学とロールズ『正義論』との間に見いだされるこうした並行性を理解するとき、哲学的人間学に基礎づけられた社会哲学というリクルの構想は、現代政治哲学において甚大な影響を及ぼしたジョン・ロールズにおいて、非常に強力な随伴者を発見したことになる。もちろん、リクル自身、体系的な政治哲学を構築したわけでもなければ、リクル哲学の内部にあってどちらかという周辺的な政治論が大きなインパクトを持ちうるものであるとは考えにくい。しかしながら、現代の社会哲学ないし政治哲学がそこから着想を得続けている哲学者、たとえばカントやヘーゲルにあっても、それぞれの社会思想においてその根底にあるのは独自の人間観であり、リクルが哲学的人間学を社会哲学の基礎として位置づけたことも、こうした哲学者たちの歴史的伝統に連なるものとして理解されるべきである。リクルはロールズの正義論を「超越論的基礎づけなき義務論 *déontologie sans fondation transcendantale*」<sup>38</sup>であると指摘したが、リクルが試みる人間論に基礎づけられた倫理学・社会哲学は、ロールズにおける存在論的議論の不足を補完するものともいえる<sup>39</sup>。

未来に築かれうる理想的社会のヴィジョンを他者と協働して希望し、かつ自らの拠って立つ過去の歴史的遺産に同意し、そして現在の生を善く生きようと

いう欲求を根源的に肯定する人間こそ、リクールの社会哲学の根底に据え置かれた存在であり、こうした人間そのものへ向かって哲学的思索を続けたリクールの歩みは、その発展の途上で数々の現代的テーマをアドホックに扱っているようで、反省哲学的手法による自己論を堅持し続けたという点において、揺るぎなき一貫性を維持しているのである。

## 註

1 Ricœur[1990:278=1996:297]

2 佐藤 [2011] も指摘する通り、義務論的道德に先行する倫理が存在欲望によって基礎付けられるというリクール倫理学の根本テーゼは、既に 1960 年代の論文においてその萌芽が見られる。「義務論的道德に先行する倫理を、存在の欲望ないし実存のための努力の倫理と私は呼ぼう」(Ricœur[1969/2013:591])。さらに、80年代論文において、「倫理的意図 (intention éthique)」(Ricœur[1986:444]) という概念において、自由・相互承認・法の 3つの構成要素からなる概念が導入され、さらに 90年代になり「正しい制度のもとで、他者たちとともに、そして他者たちのために、善き生を目指す」といった表現がなされるようになっていった経緯がある。

3 リクールは、同時代の主要な思想・哲学と積極的な対決・交流を行った。リクールの著作を通時的に読解してゆけば、20世紀の哲学史の主要な部分を非常に整理された形で概観することができるほどである。キルケゴール、ヤスパースの実存主義に始まり、ハイデガー、ガダマーの解釈学的現象学、フロイトの精神分析、レヴィ＝ストロースの構造主義、オースティン、サルルの言語行為論、ロールズ、ウォルツァーらの規範的政治哲学などは、リクールの論文ないし著作において取り上げられたものの一部である。

4 例えば、岩田 [1994] は「リクールが反省哲学の影響下に構築した人間学が彼の解釈学の間人学的基盤となっている」ことを主張し、フランス反省哲学の潮流に属する哲学者の中でもジャン・ナベールの思想がリクールに与えた影響の大きさを強調する。

5 Ricœur[1965:56=1982:53]

6 「私は自らが依拠する哲学的伝統を3つの特徴によって性格づけたい。それは、反省哲学の線上にあり、フッサール現象学の圏域にとどまり、この現象学の解釈学的形態であろうと欲する」(Ricœur[1986:29])。さらに、自身が依拠する反省哲学は、デカルト的コギトに端を発し、カントとジャン・ナベールらのフランス反省哲学を経由し継承されてきた潮流であるとも、リクールは同じ箇所において述べている。

7 例えば、「ハイデガーと主体の問題」(論文集『解釈の葛藤』(1969)所収)において、「『われあり』の解釈学」(une herméneutique du «je suis»)という表現がなされている。(Ricœur[1969:305])

8 Ricœur[1990:27=1996:19]

9 例えば、『記憶・歴史・忘却』第3部において展開された、『存在と時間』におけるハイデガー現存在論批判のなかで、リクールは次のように述べている。「ハイデガーの気遣いの分析には、あるテーマがたしかに欠けていると思われる。すなわち、それによって存在可能が語のもっとも広い意味での欲望の形をとる、自己の身体、肉体というテーマである。その欲望には、スピノザのいうコナートゥス、ライプニッツの欲求、フロイトのリビドー、ジャン・ナベールの存在欲望、実存のための努力、などが含まれる」(Ricœur[2000:466=2005:114])。

10 註2を参照。

11 Ricœur[2001:56=2013:52]

12 『他者のような自己自身』の第7・8・9章がそれぞれ、アリストテレス的、カント的、ヘーゲルの問題系を引き継ぐものであることは、以下のようなリクールの記述によっても明らかである。「本書の第7, 第8, 第9研究を覆うこの『小倫理学』におけるわれわれ最後の言葉は、次のことを暗示するものとなろう。すなわちわれわれの探求する実践的知恵は、アリストテレスによる『賢慮』を、カントによる『道徳性』を介して、ヘーゲルによる『人倫』と両立させることをめざすのである」(Ricœur[1990:337=1996:359])。

13 Ricœur[2001:8=2013:2f]

14 リクールの思想がひとつの体系を成すのかどうかについては議論が分かれる

ところであるが、少なくとも著作に関してみる限り、個々の著作の内部においてリクールは体系的著述を行っている。例えば、『他者のような自己自身』において構築された倫理学について、次のようなリクール自身の記述がある。『『道徳から倫理的なものへ、そして諸倫理へ』と題された第一研究で、今日において道徳の問題群の全体を構造化するという仕方、探求のもっとも広大な円を描いてみよう。この系統立った試みを、拙著『他者のような自己自身』の末尾において、謙遜とアイロニーをこめて「小倫理学」と呼んだものの補足と修正として提示しよう」(強調筆者、Ricœur[2001:8=2013:2])。

15 以下の表は、『他者のような自己自身』の第7・8・9章の議論の構造を概観するために筆者が作成したものであるが、同書の後に出版された2冊の論文集『正義をこえて 公正の探求1』(1995)と『道徳から応用倫理へ 公正の探求2』(2001)において、『他者のような自己自身』で提示された倫理学の構想には若干の修正が施されていった。しかしながら、倫理学をその各々が自己・他者・制度の水平的三項構造によって分節化された、倫理、道徳、実践的知恵の垂直的三層構造から成るものとする全体的構想には変化がないため、ここに提示した表によって、リクール倫理学の全体像は十分把握されうるだろう。

16 さらに言えば、第10章の主題は存在論であり、人間存在の全体をも包摂する「存在」が『他者のような自己自身』の最終章となっている。反省哲学に哲学的出自をもつリクールにとって存在論とは、「約束の地 la terre promise」(Ricœur[1969:50])なのであり、その存在論が取り上げられた『他者のような自己自身』(1990)は、リクール哲学がハイデガーの「短い道 *voie courte*」を絶えず意識しつつ歩んできた「長い道 *voie longue*」が、その終点に達したものと捉えうる。しかし、この書ののちにもリクールは『記憶・歴史・忘却』(2000)や『承認の行程』(2004)などの著作を生み出していった。

17 Ricœur[1995a:77=2007:69]

18 Ricœur[1995a:21=2007:16]

19 Ricœur[1995a:21=2007:16]

20 Ricœur[1995a:88=2007:81]

21 『他者のような自己自身』第7章の冒頭で、リクールは目的論的観点から構築さ



れるアリストテレス的遺産と、道徳を義務論的観点から定義するカント的遺産とに  
対しそれぞれ「倫理」、「道徳」の語を用いることを述べた上で、「(1) 道徳に対しての  
倫理の優位. (2) 倫理的目標を規範のふるいにかける必要性. (3) 規範が実践上の袋小  
路にはいったとき、規範が目標に訴えることの正当性.」を論証していきたいという  
(Ricœur[1990:200f=1996:221]). とりわけ、リクルールが掲げた第一のテーゼなどは、「正  
義の善に対する優位」などと定式化されるリベラリズムの立場に対するアンチテー  
ゼとして読まれかねないが、あくまで『他者のような自己自身』は「自己の解釈学」  
であり、自己論であることは忘れられてはならない。ロールズ『正義論』のテーマが「社  
会の基本構造」ならば、リクルールの正義論は「自省的主体の自己還帰的構造」を問  
題としており、議論の位相が大きく異なる。

22 コミュニタリアニズムと呼ばれる立場に分類される政治哲学者の著作について、  
リクルールが詳細な検討を加えている論文として、例えば「正義の審級の複数性」  
(Ricœur[1995a=2007] 所収) や、「根源的なものと歴史的なもの—チャールズ・テイ  
ラーの『自我の源泉』についてのノート」、 「普遍的なものと歴史的なもの」(いづれ  
も Ricœur[2001=2013] 所収) などがある。

23 Ricœur[1995a:88=2007:81]

24 Ricœur[1995a:94=2007:87]

25 Ricœur[1995a:94=2007:87]

26 Ricœur[1995a:96=2007:88]

27 井上 [2013] は、反照的均衡という方法論のエッセンスを、「暫定的な固定点たる  
直観からスタートし、その判断がいかなる一般的事実によって説明しうるのかを段  
階的に明らかにしてゆき、最終的に当初の直観的判断に依拠して組み立てられた議  
論—具体的には、原初状態およびその条件で合意される正義構想—を正当化しよう  
とするやり方」として定式化し、ロールズの『正義論』は「全体を通して、当初は  
直観的判断に依存する不確かな仮定から導かれる正義原理を、(正義感覚に代表され  
るような) 道徳感情の存在を示す明確な一般的事実によってチェックする、文字通  
り体系的な作品なのである。」と述べている。本節で焦点をあてたりクルールのロー  
ルズ解釈と非常に近い観点から、ロールズ正義論の再検討の必要性を論じている。

28 論文「ジョン・ロールズの『正義論』以後」(Ricœur[1995a=2007] 所収)は、多様な宗教的、哲学的、道徳的世界観が競合する「多元主義の事実」を考慮し、当初の「形而上学的リベラリズム」から「政治的リベラリズム」へと議論の場を変更していったいわゆる「政治的転回」以後のロールズの議論を検討している。さらに、『道徳から応用倫理へ 公正の探求 2』は、義務論的道徳が重視する規範が一つならず複数存在し、しかもそれら多元的な規範が競合するような場面、ロールズの用語でいえば「多元主義の事実」が厳然として存在し、容易には解消しがたい「合理的な不一致」が存在する場面における倫理学を、医療倫理など実践的場面を想定しつつ論じているが、同書序文において、リクールは次のようにも述べている。「それゆえ私は結論で、『重なり合う合意』や『合理的な不一致』の承認に関して、ジョン・ロールズから借用した表現をもち出すのが適切であると考えた」(Ricœur[2001:44f=2013:41])、

29 Ricœur[1995a:117=2007:108]

30 リクールが自身の哲学的キャリアを振り返りつつ語ったインタビューが出版されているが、自伝的とも言い得るこの著作のタイトルは『確信と批判』である。(Ricœur[1995b])

31 ジャン・ナベールの『悪についての試論』は、まさにこの「正当化できないもの」をあらゆる悪の経験の根底にある原初的感情として捉え、独自の悪論を展開していく。リクール解釈学は、ナベールによって開始されたこの倫理的反省哲学に大きく感化されていたのであった。

32 「私は、ジャン・ナベール氏の著作に対して、私が多くを負っていることを述べておきたい。私が自由の学説から出発して悪の問題を解明するに止まらず、逆に自由が再び自己の内にとり入れたこの悪という刺戟の下に自由の学説を拡大し、深化することを止めぬ思考のモデルを見出したのは、このナベール氏の著作においてである」(Ricœur[1960a:32=1978:15])、

33 Ricœur[1995a:93=2007:86]

34 Ricœur[1995a:12=2007:6]

35 例えば、論文「疎隔の解釈学的機能」の結論部の次の記述を参照されたい。「もはや解釈学とイデオロギー批判を対立させることはできない。もし自己了解が読み

手の先入観によってではなく、テキストの事柄によって形成されねばならないとしたら、イデオロギー批判は自己了解が通らなければならない必然的な迂回路である」(Ricœur[1986:131]).

36 「確信 conviction はドイツ語で Überzeugung とすることを私は好んで思い起こす。その語は証し attestation を意味する Bezeugung と語根によってつながっている。証しこそ本書全体の合言葉である」(Ricœur[1990:335=1996:注 64]).

37 Ricœur[1995a:97=2007:90]

38 Ricœur[1995a:75=2007:67]

39 リクールによるレヴィ・ストロース批判の根本命題は「超越論的主体なきカント主義」という語に集約されたことを想起されたい(Domenach[1963]). レヴィ・ストロースとロールズの双方に不足しているとリクールが見たもの、それは人間学的基礎づけであった。

## 文献

Domenach, Jean-Marie (dir.) (1963) *La Pensée sauvage et le Structuralisme, Esprit*, Novembre, Paris. =(1968) 伊東守男, 谷亀利一 (訳) 『構造主義とは何か』サイマル出版会.

井上彰 (2013) 「ロールズ『正義論』の再検討—第3部を中心に—」『社会科学研究』64(2):7-28.

岩田文昭 (1994) 「リクールにおける反省哲学と解釈学」『哲学研究』(京都哲学会) 561:58-92.

——— (2001) 『フランス・スピリチュアリズムの宗教哲学』創文社.

Nabert, Jean (1955) *Essai sur le mal*, Paris:Aubier. =(2013) 杉村靖彦 (訳) 『悪についての試論』法政大学出版局.

Rawls, John (1999) *A Theory of Justice, Revisited Edition*, Cambridge:The Belknap Press of Harvard University. =(2010) 川本隆史, 福岡聡, 神島裕子(訳)『正義論 [改訂版]』紀伊國屋書店.

- Ricœur, Paul (1947) *Karl Jaspers et la philosophie de l'existence*, Paris:Seuil. =(2013) 佐藤真人 (訳) 『カール・ヤスパーズと実存哲学』 月曜社。
- (1948) *Gabriel Marcel et Karl Jaspers: Philosophie du mystère et philosophie du paradoxe*, Paris:Temps Présent.
- (1950) *Philosophie de la volonté I. Le volontaire et l'involontaire*, Paris:Aublier. =(1993-1995) 滝浦静雄 (他訳) 『意志的なものと非意志的なもの I・II・III』 紀伊国屋書店。
- (1960a) *Philosophie de la volonté. Finitude et culpabilité I. L'homme faillible*, Paris:Aubier. = (1978) 久重忠夫 (訳) 『人間, この過ちやすきもの』 以文社。
- (1960b) *Philosophie de la volonté. Finitude et culpabilité II. La symbolique du mal*, Paris:Aubier. = (1977) 植島啓司 (訳) 『悪のシンボリズム』 溪声社。 (1980) 一戸とおる (他訳) 『悪の神話』 溪声社。 (上記2冊は2009年に Ricœur, Paul (2009) *Philosophie de la volonté. 2. Finitude et culpabilité* として1冊に統合されポケット版で出版された。引用参照はこちらを使用した。)
- (1965) *De l'interprétation. Essai sur Freud*, Paris:Seuil. =(1982) 久米博 (訳) 『フロイトを読む—解釈学試論』 新曜社。 (引用参照はポケット版の頁付。)
- (1969) *Le conflit des interprétations, Essais d'herméneutique*, Paris:Seuil. (この著作についてもポケット版が2013年に出版されており, 引用参照はポケット版の頁付。)
- (1986) *Du texte à l'action, Essais d'herméneutique*, Paris:Seuil. (論文中の引用参照はポケット版の頁付。)
- (1990) *Soi-même comme un autre*, Paris:Seuil.=(1996) 久米博 (訳) 『他者のような自己自身』 法政大学出版局。
- (1995a) *Le juste I*, Paris:Éditions Esprit. =(2007) 久米博 (訳) 『正義をこえて』 法政大学出版局。
- (1995b) *La conviction et la critique, Entretien avec François Azouvi et Marc De Launay*, Paris:Calmann-Lévy.
- (2000) *La mémoire, l'histoire, l'oubli*, Paris:Seuil. =(2004-2005) 久米博 (訳) 『記

憶・歴史・忘却』新曜社.

—— (2001) *Le juste 2*, Paris:Éditions Esprit. =(2013) 久米博, 越門勝彦 (訳) 『道徳から応用倫理へ 公正の探求 2』法政大学出版局.

佐藤啓介 (2011) 「正義の源泉としての倫理的確信：後期リクルールの社会思想の基礎構造」『聖学院大学論叢』23(2):151-166.

杉村靖彦 (1998) 『ポール・リクルールの思想—意味の探索』創文社.

—— (2005) 「リクルールの哲学史的位置づけ—『フランス反省哲学』からの由来とその展開」哲学史研究会編『現代の哲学—西洋哲学史二千六百年の視野より』昭和堂.

—— (2006) 「ナベールの自我はいかに証しされるか—証言の解釈学に向かって—」『京都大学宗教学研究紀要』3:2-17.

Taylor, Charles (1989) *Sources of the Self*, Harvard University Press.